

家庭教育支援条例の概要(条文構成比較) 制定8県

	くまもと 家庭教育支援条例 25.4.1	鹿児島県 家庭教育支援条例 25.10.11	静岡県 家庭教育支援条例 26.10.28	岐阜県 家庭教育支援条例 26.12.22	ぐんまの 家庭教育応援条例 28.4.1	徳島県 家庭教育支援条例 28.4.1	宮崎県 家庭教育支援条例 28.4.1	茨城県 家庭教育を支援する ための条例 28.4.1
目的	第1条 目的			共通				
定義	第2条 定義			共通				
基本理念	第3条 基本理念			共通				
県の責務	第4条 県の責務			共通				
市町村との連携	第5条 市町村との連携		第5条 市町村への支援		第5条 市町村との連携	共通		
国との連携等	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	第6条 国との連携等	共通
保護者の役割	第6条 保護者の役割		第6条 保護者の責任と役割	第6条 保護者の役割		共通		第7条 保護者の責任及び役割
祖父母の役割	(なし)	(なし)	(なし)	第7条 祖父母の役割	第7条 祖父母の世代の役割	(なし)	(なし)	第8条 祖父母の役割
学校等の役割	第7条 学校等の役割			共通		第9条 学校等における取組の支援	第9条 学校等の役割	共通
地域の役割	第8条 地域の役割	第8条 地域住民等の役割		共通				第10条 地域住民及び地域活動団体の役割
事業者の役割	第9条 事業者の役割			共通				
財政上の措置	第10条 財政上の措置			共通				
年次報告	第11条 年次報告		共通			(なし)	第18条 年次報告	共通
学び合い、支え合う環境の整備等	(なし)	(なし)	第13条 学び合い、支え合う環境の整備等	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
親としての学びを支援する学習機会の提供	第12条 親としての学びを支援する学習機会の提供		第10条 親としての学びの支援	第11条 親としての学びを支援する学習の機会の提供	第11条 親としての学びの支援		共通	
親になるための学びの推進	第13条 親になるための学びの推進			共通				
家庭教育の支援活動に対する支援	(なし)	(なし)	家庭教育の第12条 支援活動に対する支援	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
人材養成	第14条 人材養成	第14条 人材養成	第14条 人材養成等	第13条 人材の養成等	第13条 人材養成等	第12条 人材養成等	第14条 人材の養成等	第16条 人材養成等
家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進	第15条 家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進	第15条 関係者の連携した活動の促進	(なし)	第14条 保護者、地域住民、学校等の連携による活動の促進	第14条 連携した活動の促進	第13条 保護者、学校等、地域住民等の連携した活動の促進	第13条 多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化	第17条 多様な家庭環境に配慮した支援
相談体制の整備・充実	第16条 相談体制の整備・充実		第15条 相談体制の整備・充実等		共通		第15条 相談体制の整備・充実等	第18条 相談体制の整備等
広報及び啓発	第17条 広報及び啓発		第16条 県民の理解の増進等	第16条 広報及び啓発		共通		第19条 広報、啓発等
団体活動の推進	(なし)	(なし)	(なし)	第17条 団体活動の促進	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
家庭教育を实践する日	(なし)	(なし)	(なし)	第18条 家庭教育を实践する日	(なし)	第16条 とくしま教育週間における事業の実施	(なし)	第22条 家庭教育を实践する日
学校における就学前教育の充実	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	家庭における就学前教育の充実
幼稚園等に対する就学前教育の支援	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	幼稚園等に対する就学前教育の支援